第８号様式（第30条関係）（第３面）（平17国交令８・追加、令元国交令20・令２国交令98・一部改正）

（日本産業規格Ａ列４）

記載要領

１　報告対象期間は、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日を記載すること。

２　第１面上方の提出者欄には、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。

３　１の①の「派遣船員の数」欄には、報告対象期間において船員職業安定法第55条第１項の許可を受けて行っている船員派遣事業に係る派遣船員として雇用した１日当たりの平均数を記載すること。

４　１の②欄は、報告対象期間内の６月１日現在において船員派遣されていた船員の実数を記載すること。

５　１の②の「種類」欄には、派遣船員が従事していた業務が船員職業安定法第81条第１項第１号から第３号までに規定する業務に該当する場合に限り、当該業務別に区分して記載すること。この場合において、同項第１号のイに該当する場合は「完了」を、同項第１号のロに該当する場合は「短」を、同項第２号に該当する場合は「育」を、同項第３号に該当する場合は「介」を記載すること。

６　１の③欄には、報告対象期間内の６月１日現在において、それぞれの保険の種類ごとに適用されている派遣船員の実数を記載すること。

７　２の①欄には、報告対象期間において船員派遣された船員の１日当たりの平均数を記載すること。

８　２の②欄には、報告対象期間において船員派遣の役務の提供を受けた者（企業の場合は事業所単位）の実数を記載すること。

９　２の③欄には、当該事業年度における平均的な１人１月当たりの額を記載すること。この場合において、業務処理能力の水準に応じて一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該額を別紙に記載して添付すること。

10　２の④欄には、当該事業年度における平均的な１人１月当たりの額を記載すること。この場合において業務処理能力の水準に応じて一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該額を別紙に記載して添付すること。

11　２の⑥欄の「実績の有無」欄には、該当する文字を○で囲むこと。また、「外国船舶派遣船員数」欄には、報告対象期間において外国船舶派遣された

派遣船員の実数を記載すること。

12　２の⑦欄の「船員派遣契約の期間別件数及び人数」欄には、報告対象期間に締結した船員派遣契約における船員派遣の期間について期間別に区分した件数及び人数を記載すること。

13　３の①欄には、「新規採用者への訓練」、「派遣前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載すること。

14　３の②欄には、「新規に採用した者」、「４級海技士（航海）の受験資格を有する者」等具体的に記載すること。

15　３の④欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行ったときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。

16　３の⑤欄には、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行ったときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。

17　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。